

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------------|
| 48 | 御殿場市 国民年金に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御殿場市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

御殿場市長 若林 洋平

公表日

平成28年12月26日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 国民年金に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>御殿場市における国民年金事務は、国民年金法、国民年金法施行令及び国民年金法施行規則のほか、地方自治法に基づく国民年金市町村事務処理基準等の定めるところにより行う。</p> <p>特定個人情報は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、次の事務に使用する。</p> <p>①資格取得・喪失等に係る届出の受理及び報告 ②保険料免除・納付猶予・学生納付特例に係る届出・申請の受理及び事実の審査 ③任意加入、任意脱退の申出の受理及び事実の審査 ④裁定請求の受理及び事実の審査 ⑤未支給年金・死亡一時金に係る請求・届出の受理及び事実の審査 ⑥被保険者または受給権者にかかる届出の受理及び事実の審査 ⑦年金生活者支援給付金の請求の受理及び事実の審査 ⑧その他上記に関連する事務</p> <p>また、上記の事務以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣により事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。</p> |
| ③システムの名称 | 国民年金システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 国民年金ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第1 31の項、95の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 市民部 国保年金課 |
| ②所属長 | 国保年金課長 南 美幸 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 御殿場市役所 市民部 国保年金課 静岡県御殿場市萩原483番地 TEL 0550-82-4122 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 「7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」における請求先と同上 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成28年11月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成28年11月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

